

## FISIM の検討にあたっての基本的なポイント

### < 目次 >

#### 1. FISIM 導入の意義

- (1) FISIM の意義
- (2) FISIM の導入
- (3) FISIM の導入による記録の変更

#### 2. これまでの FISIM 検討の推移

- (1) 93SNA での FISIM
- (2) Eurostat/OECD 等の国際機関や国際会議での検討
- (3) 我が国の対応

#### 3. 導入にあたっての課題

- (1) 参照利子率について  
(EU 準拠方式等のメリットと課題他)
- (2) FISIM の消費先。配分問題。輸出は配分問題の一つである。
- (3) FISIM の輸出入
- (4) 帰属利子方式に代わる FISIM 方式への移行に伴う影響。
- (5) OECD の「金融サービス」概念見なおしの動き。

#### 4. FISIM の取扱について

### 1. FISIM 導入の意義

#### (1) FISIM の意義。

##### 1) 金融サービス額の把握

一般の財・サービス価格は市場で決まり明示的に料金が課されるが、銀行等の金融仲介サービス(注1。預金・貸出等)の料金は明示されず、料金徴収もない。

従来、金融サービスは帰属計算で求めた帰属利子額と手数料の合計として求めていた。

## 2) 従来の帰属利子方式について

従来(68SNA、93SNA 現行)の金融(帰属)サービス推計は、貸出金利と預金金利の利鞘分等を帰属利子(参考資料、補 1-1、P1 参照)として金融業産出の太宗(他に手数料等)に計上してきた。ただしこの金融機関の受取利子は他産業の支払利子であり付加価値から支払われるため、これを再び生産とすれば付加価値の二重計算となる。他方帰属計算せずに、銀行業の生産額を手数料のみとすると、営業余剰あるいは付加価値までも負となり「活動実態に合わない」。このため一旦、金融の生産に帰属利子分を計上するが受け取る利鞘分は財産所得の一部であって金融機関の生産としない考え方を68SNAではとり生産勘定の最後の場面で帰属利子分をGDPから控除していた(参考資料、補 1-2(1 a表)、P2 参照)、(注 2-1)。

3) 他方、ルクセンブルグやスイス等の金融(仲介)業の占める割合が高い国では帰属利子額は大きくなるが、一国経済の真のGDPは帰属利子額控除後のGDPによることから、帰属利子方式によるGDPは「過小」という課題を提起していた。(注 2-2)

4) こうした経緯もあり93SNAは「間接的に計測される金融仲介サービス」をFISIM(注 3)として特別扱いでない「一般の財・サービス」と同列に扱うことを提起したものである。

(注 1) 金融仲介機関：93SNAでの「§122 その他の預金取扱機関」と「§123 その他の金融仲介機関」の範囲。

(注 2-1) 一旦、帰属利子(受取財産所得マイナス支払財産所得)を計上(68SNA6.32,6.33)し(参考資料、補 2-1(68SNA)、P4-5 参照)、後に名目的産業の中間消費として計上及び総生産からの帰属利子分控除(68SNA6.34)と扱われる。

(注 2-2) EU加盟国のFISIM試算値(1995~2000の平均)の対GDP比率(%)をみると、ルクセンブルグのFISIM試算比率は8.23%と、EU残高加重平均1.26%と比べても際立って高い(参考資料補 3-2,P47 参照)。

(注 3) FISIM(: Financially Intermediation Services Indirectly Measured)は「間接的に計測される金融仲介サービス」と訳される。(参考資料、補 2-2(93SNA)、P9 参照)

## (2) FISIM の導入

### 1) 93SNA と 国際的検討の継続

国連の 93SNA(マニュアル)は、「…金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価額の測定について間接的な測定法を用いなければならない。それが間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)である。」(6.124 項)と定義していた。

ただし 93SNA では、FISIM の概念や推計法の議論が収斂しておらず、その後の検討は欧州共同体委員会(EU、EUROSTAT)で継続し昨年(2003)秋ほぼ収斂をみた。

### 2) 主要各国の FISIM 導入。

93SNA では、各国事情に沿う推計を尊重し FISIM 推計の具体的手法を勧告しなかった。このため各国は独自に検討しカナダ、オーストラリアは早い時期に FISIM を導入した。米国も 2003 年以降 FISIM に似た概念で金融仲介サービスを配分している。2005 年に EU 諸国が導入を予定していることから、近く主要国の SNA は FISIM 導入後のものが太宗を占めることが予想される。

我が国は 2000 年に 93SNA に移行したが、FISIM を導入しておらず、従来の帰属利子方式により金融サービスを帰属計算し同額を名目産業が全額中間消費する扱いとなっている。

## (3) FISIM の導入による記録の変更

### 1) FISIM サービスへの支払等

金融仲介機関の活動の概要は預金者から資金を調達し、運用先によりパッケージした資金を提供することにより利ざやを稼いでいる。93SNA では「預金者」と「運用先」の双方が、この利ざやに対応するサービスを受けていると考える(と見なす)。

「預金者」と「運用先」が直接にマーケットで取引すれば、そこで決まる取引利率(後述する参照利率に相当)で取引できるであろうが、金融仲介サービスを利用することにより双方がやや不利な条件での取引となる。資金の借手にとっては、現実の貸し出し利率との率差分(参考資料、参考 1 の P24,図表 1-1 の「 $r - R_r$ 」の部分)、貸し手(預金者)にとっては預金利率との率差分(同図表 1-1 の「 $R_r - br$ 」の部分)が金融仲介機関に支払うサービス料に相当する。

この「金融仲介サービス」は金融仲介機関により提供されるが、「預金者」とつ

て「保管(安全性)」や「換金手順(性)」等のサービスを受けていると考えることができるし、「運用先」にとっては「調達経費の節約」「調達条件情報」等のサービスを受けていると考えることができる。

68SNA や現行 93SNA 推計では、所得支出勘定の例えば金融機関の財産所得に財務諸表の受払利子額が計上されるが、導入後は FISIM サービスの受払い前の「参照利子率」により計算された受払利子額となる。

資金の「(1)借り手側の FISIM」(参考資料、参考 1 の P25 図表 1-2 や P24,図表 1-1 における「A」の部分) は参照利子率( $R_r$ )と運用利子率( $a_r$ )との率差と残高から計算される。金融仲介機関に支払われる。

資金の「(3)貸し手側の FISIM」(同 P25 図表 1-2 や P24,図表 1-1 における「B+C」の部分)は参照利子率( $R_r$ )と調達利子率( $b_r$ )との率差と残高から計算される。金融仲介機関に支払われる。

FISIM は一般の財・サービスと同列になることから、経済活動別の総生産(GDP)への影響は次のようになる。

a. 金融業の生産には従来の帰属利子に代わって FISIM サービス分が加算され金融業の生産額となる。この生産額から金融業の新たに計算された中間投入額を控除し金融業の総生産を求める。金融業に関しては更に雇用者報酬を控除して営業余剰が計算される。(注 4-3)。FISIM 導入に伴って金融業は FISIM サービスに対応する GDP 分を増加させる。

b. 金融業以外の経済活動別の生産には変化はないが、各産業の中間投入に FISIM 支払分が加算され、それぞれの産業の生産額からこの中間投入額が控除されることとなり、その分総生産を減少させる。

c. 「aの増加分」と「bの減少分」を合計したものが総生産(GDP)総額への影響額となる。

同様に FISIM は一般の財・サービスと同列になることから、消費先を見ると、一部は中間消費され残りは最終需要に回る。従来は対応する帰属利子が最終需要に向かうことがなかったことから、FISIM サービスの最終需要分は GDE を増加させる。

(注 4-3)帰属利子方式では金融生産額は帰属利子として帰属計算された後に最終場面では中間消費で相殺している(再掲参考資料、補 1-2、P2 (1a 表) 参照)。

## 2.これまでの FISIM 検討の推移。 - FISIM の推計方式 -

### (1) 93SNA での FISIM

93SNA で導入された FISIM の推計方法は、従来の帰属利子方式のように財務諸表から把握した利子額を合計(積上げ計算)するのではなく 間接的に徴収されるサービス額を間接的な測定法を用い推計することになる。この推計方法の開発が課題であった。

(注 5) FISIM の標準的推計方法。

A : 資金の借手が消費する FISIM = (運用利子率  $a_r$  - 参照利子率  $R_r$ ) × 運用残高

B : 資金の貸手が消費する FISIM = (参照利子率  $R_r$  - 調達利子率  $b_r$ ) × 調達残高

$R_r$ : 参照利子率。参照利子率の推計 : 選択肢がある。

### (2) Eurostat / OECD 等の国際機関や国際会議での検討

(参考資料, 参考 2, P28-29 参照)

- 自己資金に関して 93SNA の FISIM 概念の変更

1996 年 6 月 Eurostat 合意事項。

この時期、我が国は 93SNA 導入期の FISIM 検討を行っていた。

この時期にオーストラリア統計局 P. ヒル氏が「自己資金」の扱いの変更に関するペーパー(参考資料, 補 3-1, P31-42 参照)を Eurostat 等合同会議に提出。概要は以下のとおり。

a) 93SNA では「金融仲介機関の自己資金の投資からの受取財産所得は含まれない」。このような所得は金融仲介から生じたものではない(93SNA 6.125)」として、金融仲介機関の「運用残高」=「調達残高」の部分のみがサービス生産(6.134)としていた。

b) P. ヒル氏は「実際には、金融仲介機関は預金者と借入者に対して、並行して 2 つのサービスを提供しており、これに対して金融仲介機関は別個に料金を徴収している。…(貸付というビジネスの中で提供される)サービスは、貸し手が自己資金を貸付けているか、借入資金を貸付けているかにかかわらず同じである。」と考えて(参考資料, 補 3-1, P35-36 参照)「93SNA は誤り」としていた。

c) その後の EUROSTAT の検討では、P. ヒル氏の意見が支持され、現在各国でこ

の方式で FISIM 推計が行われている。(参考資料,補 3-2、P43-51 参照)

(3) 我が国の対応。(参考資料,参考 3 概要(2)、P53、同参考 5、P58-60 参照)

1) 明示的な料金が徴収されないという FISIM の性格上、FISIM 生産とみなし得る「生産主体としての金融機関」と扱う「金融商品」の組合せは限られる。FISIM の対象となる金融機関や金融商品には国毎の特徴があり、我が国の実態に沿った推計方法の検討が行われてきた。

2) FISIM の対象範囲に関する検討

具体的には H6 調査会議各委員会の FISIM 検討を通じて、一部以下のものに関して我が国独自の判断がなされている。

金融仲介機関：「証券会社」は 93SNA ではブローキングを主要業務として「124 金融補助機関」の扱いであるが、我が国では独自の信用取引が普及しているとして「123 その他の金融仲介機関」に格付け FISIM を産出する。(参考資料、参考 4、p54 参照)

FISIM 対象商品：「預金」、「貸付」の他に、我が国では「金融債」も資金の貸手向け商品の「預金」並、また「私募債」は資金の借り手向け商品の「貸出」並としている。(参考資料,参考 4、P55 参照)

a) 私募債に関しては「貸出」扱い部分と「貸出」扱いを除く「縁故債」部分、「公募債」部分があることから対応について引き続き検討する。

3) 参照利子率

我が国は、調達利子率と運用利子率の単純平均や加重平均の検討等を行ってきた。

理論的に望ましいとされている「インターバンクレート」(金融仲介機関—金融仲介機関)を EU が採用したことを受け、我が国も EU に準ずる「インターバンク参照利子率」(金融仲介機関(調達)—金融機関)を試算したところであるが、遡及推計が可能か等の検証の必要がある。

4) 試算方法の差について

対象商品や参照利子率、輸出入等の推計方法の改善を図りながら試算を行っている。(参考資料,参考 6、P62-63 参照)

### 3.導入にあたっての課題

#### (1) 参照利子率について

- 1) EU 準拠「インターバンクレート」方式による参照利子率の検証。
  - a) EU は、参照利子率は「インターバンクレート」(method1(M1))が望ましいとしている。15年度の我が国の試算はEU 準拠「インターバンクレート」の参照利子率を用いた試算となっている。ただし試算対象期間が1990年以降となっていることから、検証すべき点が残されている。
  - b) 試算期間を遡及するときに参照利子率推計に問題が生じないか。負のFISIMの可能性もある。
  - c) データカバレッジ面の課題と推計の連続性に関する課題への対応。遡及できない場合の代替方法を検討。
  - d) 我が国の「インターバンクレート」に課題があるとしたときに、EU 諸国の「インターバンクレート」に同種の課題が存在しない理由は何か。
- 2) 参照利子率の条件と制約
  - a) 調達側FISIMと運用側FISIMとの関係。例えば運用側で発生するFISIMと調達側で発生するFISIMとの関係に関して、率や額で一致すべきのような考え方はないか。
  - b) a)で「額が一致」は加重平均方式。自己資金分を含めたFISIMの総額と帰属利子総額との間に関係がないことを確認できるか。

#### (2) FISIM商品の消費先。配分問題。輸出は配分問題の一つでもある。

制度部門分割のみならず、例えば非金融法人企業分はより詳細に産業別にFISIM推計を目指すとする記述がある(93SNA付録(下巻)P256の3、参考資料、補2-2,P18参照)。個々の産業別に付加価値額を推計する必要がある場合は、FISIMを個々の産業に配分(分割)し中間消費に加算する必要がある。

他方、以下の注のように、FISIMとしての生産額を推計したとしても、同額を中間消費させるという選択も許されるところの記述もある。

(注)FISIMの配分問題に関して93SNAでは「・・・したがってFISIM産出の

配分方法についてある程度の柔軟性が許容されなければならない。国によっては 1968 年 SNA で提案された慣行をそのまま継続し、産出全体を名目産業の中間消費として記録することの方を選ぶかもしれない。この慣行の下では「一国経済の GDP は、推計された FISIM 産出の大きさによらず一定となる。」(93SNA-6.126)

### (3) FISIM の輸出入

輸出と輸入の考え方。

既存資料から計算すれば、負の FISIM。

対応案の検討。

我が国(居住者)金融仲介機関は FISIM を輸出し、我が国(居住者)の各制度部門は外銀(非居住者)金融仲介機関が生産する FISIM を輸入する。

例えばラグ概念の導入。通貨別の残高を把握できないか。

### (4) 帰属利子方式に代わる FISIM による金融機関の産出額推計方式への移行に伴う影響等。(参考資料、参考 1、図表 1-3,P26 参照)

従来<sup>1)</sup>の帰属利子額と FISIM 総額との関係。

FISIM 総額と手数料の関係

a) 68SNA および現行 93SNA 推計では、銀行業の生産額を手数料に帰属利子を加算することによって求めている。このことにより営業余剰あるいは付加価値までもが負となることが避けられ、この限りでは「活動実態に合うもの」となっている。

b) FISIM の導入により、「一般の財・サービス」と同列の金融生産額は増加するが、参考資料、参考 1、図表 1-3,P26に示されるように FISIM として把握される金融サービスの範囲は帰属利子方式で金融(帰属)サービスとして把握されていた範囲の一部 となっている。FISIM 対象外となる、    、     箇所の金融サービスを「手数料」として捕捉しているかどうかを確認し従来からの負の営業余剰や負の付加価値の課題を回避できるかの検証も必要となる。

(5) OECD による「金融サービス」概念見なおしの動き - FISIM の対象とする範囲の拡大への対応 -

OECD の最近の動きに、FISIM の対象とするサービス範囲を「金融仲介サービス」から「金融サービス」に拡大する動きがあるので、対象範囲の変更を視野にいった対応が必要となる。

見なおしの背景と対応の検討。

#### 4. FISIM の取扱について

FISIM は、H6 調査会議の複数の委員会で検討されてきた(参考資料、参考 3、P53、同資料参考 5、P58 参照)ところであったが、平成 12 年秋の 93SNA への移行時には導入されなかった。前回検討した我が国の特徴把握の成果を活用しつつ FISIM について引き続き検討し、平成 12 年基準改訂(平成 17 年中公表予定)において公表することを目標とする。なお、公表の仕方については議論が尽くされてはいないが、93SNA への移行について(平成 12 年 11 月)においては、「…公表時に参考系列として表章することを目処としている。」との記述がある。(\*) (参考資料、参考 8、P69 参照)

(\*注) 金融生産額の推計が、帰属利子方式から FISIM 方式に代わることから、金額が大きく変化することが予想される。また推計手法の開発と検証に時間が必要とされることから、従来は最初の公表は「参考系列」として取扱い FISIM に関する周知期間を設けるべきとされてきた。今回の基準改定では FISIM を直ちに SNA 本体系に導入するものではない」ということを各方面にアナウンスしておく必要がある。

(以上)